

第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する
連携協定者

募集要項

平成 31 年 2 月 4 日

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会

内 容

1. 目的.....	1
2. 連携協定の内容.....	1
3. 連携に対する提案.....	2
4. 事業者の選定について.....	2
5. 募集スケジュール.....	3
6. 応募書類の受付.....	3
7. 問い合わせ・提出先.....	4
8. 留意事項.....	4
9. 基本的要件.....	4
10. その他.....	4
様式1) 第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定応募希望表明書	
様式2) 提案書	
様式3) インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績	

1. 目的

第二海堡では、「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策に位置づけられている「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」の取り組みについて、第二海堡を活用したインフラ・ヘリテージツーリズムを官民連携により推進することを目的に、「第二海堡上陸ツーリズム推進協議会」(以下「協議会」という。)を平成 30 年 7 月に設置し、ツアー実施に向けた検討を進めてきたところである。

協議会では、第二海堡上陸ツーリズム(以下「本ツーリズムという。)」を実施する体制として、実際の調整窓口として連携する者(事業者または団体)(以下、事業者という。)を募集し、本格的な上陸ツアーを推進する予定である。

本募集要項は、「第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定者」として、協議会と協定を締結する事業者を募集するものである。

2. 連携協定の内容

1) 第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定書(案)

別添のとおり

2) 対象施設及び施設所在地等

第二海堡(千葉県富津市)

施設の詳細は「10. その他」に記載の HP 等を参照すること。本ツーリズムで利用できる区域は、別紙 1「対象区域図」に指定された区域とする。

3) 連携事項

協議会では、事業者または団体と、以下の事項について連携して取り組むことを想定している。

- ① 第二海堡を活用した本ツーリズムの推進に関すること。
- ② 地域の活性化に関すること。
- ③ その他

4) 具体的な取組内容

協議会では、上記3)連携事項の実現に向けた具体的な実施内容は、以下を想定している。

- ① (一財)海上災害防止センター防災訓練所と本ツーリズムに係るスケジュール調整
- ② 本ツーリズム実施者申込みの受理に関すること
- ③ 本ツーリズム実施者とのスケジュール調整
- ④ 第二海堡上陸ツーリズム推進協議会、東京湾口航路事務所、横須賀海上保安部との調整に関すること。

- ⑤ 自治体及び関係団体、地元事業者との連携に関すること
- ⑥ その他上記の内容等も含め、詳細は協議会と協議の上決定する

5) 連携協定期間

本連携協定の有効期間は、連携協定締結日から1年間とする。ただし、本連携協定の有効期間が満了する2ヶ月前までに、協議会もしくは事業者から特段の申し出がない場合は、満了日の翌日から1年間、連携協定期間を延長するものとし、その後も同様とする。

但し、協議会から協定解除もしくは延長の停止の通知があった場合は、この限りではない。

3. 連携に対する提案

本募集要項に応募する事業者または団体は、2. 3)連携事項及び4)具体的な取組内容を踏まえて、協議会との連携に関する取り組み方針及び団体の概要を様式2「提案書」にて提出すること。

提案内容の実現性を確認する資料として、様式3「インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績」を提出することとし、必要に応じて、パンフレット等を添付すること。なお、実績の提出については、団体を構成する事業者等による実績の提出でも構わないものとする。

提出書類一覧

No	提出書類	備考	様式	提出部数
1	応募希望表明書	指定の様式に必要事項を記入すること	1	1部
2	提案書	指定の様式に必要事項を記入すること	2	1部
3	インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績	インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績に関する事項	3	1部
4	事業者または団体の概要	パンフレット等	任意	1部

4. 事業者の選定について

1) 選定方法

連携協定に関する提案書の提出後、下記2)に示す評価基準に基づき協議会が設置した協議会選定委員会により、提案内容の審査を行い、事業者を選定する。なお、必要に応じて、協議会選定委員会が応募者に対しヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合、実施日については別途通知する。また、提案内容の確認等のため、協議会選定委員会が必要に応じて応募者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

2) 評価基準

「提案書」及び「インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績」について、以下の点に着目して評価する。

① 提案書

- ・インフラツーリズムの推進について、理解度、有効性、的確性、継続性の観点から優位なものを評価する。
- ・地域の活性化について、地域との連携、地域精通度等について、理解度、有効性、的確性、継続性の観点から優位なものを評価する。

② インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績

- ・2.3)連携事項及び 4) 具体的な取組内容の推進に向けて、有効と判断できる過去実績等について評価する。

3) 選定結果の公表

選定結果は決定後、速やかに応募者に対し通知するとともに、関東地方整備局港湾空港部HPへ掲載し公表する。

5. 募集スケジュール

事業者の募集は以下のスケジュールで行う。

日程	実施事項
平成31年2月 4日	公募開始
平成31年2月15日	応募書類の提出締切日
平成31年2月18日	※必要に応じて、ヒアリング実施
平成31年2月18日	事業者または団体の選定
平成31年2月下旬(予定)	連携協定者の公表
平成31年2月下旬(予定)	連携協定締結

6. 応募書類の受付

1) 応募書類の入手先

応募書類は、以下に示す関東地方整備局港湾空港部 HP において入手するものとする。
<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html>

2) 受付期間

平成31年 2月 4日～平成31年2月15日

3) 提出方法

「3.提出書類一覧」の提出は、必要事項を記入の上、「7. 問い合わせ・提出先」まで、持参または郵送により1部提出すること。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く9:15から17:00までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

提出期限:平成31年2月15日 17:00まで

7. 問い合わせ・提出先

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会事務局(書類提出先)

〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 14 階

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課

電話:045-211-7416、FAX:045-211-0204

8. 留意事項

連携協定の締結及び実施に係る経費については、事業者または団体に負担するものとする。協議会から、経費に関する支払いは行わない。(応募に要する経費含む)

9. 基本的要件

団体による連携協定の場合は、応募時点における構成員及び代表者を示し、役割分担を記載すること。

以下の要件を満たさないものは、応募できない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

10. その他

第二海堡上陸ツーリズムに関するこれまでの取組状況については、以下の HP を参照

- ① 第二海堡上陸ツーリズム : 関東地方整備局港湾空港部 HP

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/dai2kaihou/tour2kaihou.html>

- ② 第二海堡跡調査報告書 : 東京湾口航路事務所 HP

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/wankou/history/index4.htm>

様式1)

平成31年 月 日

第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定応募希望表明書

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会 宛

平成31年 2月 4日付けで公表されました「第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定」に係わる募集に応募することを表明します。

記

事業者または団体名		
代表者氏名		
担当者氏名・ 部署名・役職名		
連絡先	住所	〒
	電話	
	Mail	
	FAX	

様式2)

提案書

提 案 内 容

本募集要項に応募する事業者または団体は、2. 3) 連携事項及び4) 具体的な取組内容を踏まえて、協議会との連携に関する取組方針の提案を求める。

様式3)

インフラツーリズムツアー・地域との連携・その他の実績

実績区分	(例) ・インフラツーリズムツアー ・地域との連携(観光振興、イベントなど) ・その他
名称等	
関与区分	(例) ・企画、運営 ・主催者 ・協力 など
実施内容	
注1) 過去実績は、過去10年以内(平成30年12月末まで)を目途に記載すること。 2) 実績が確認できる資料等についてパンフレット等を必要に応じて添付すること。 3) 複数実績がある場合は、適宜、記入欄等の書式を変更して記載すること。	

第二海堡上陸ツーリズムの推進に関する連携協定書（案）

第二海堡上陸ツーリズム推進協議会（以下「甲」という。）及び●●●●●（以下「乙」という。）は、第二海堡における上陸ツーリズムの推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本連携協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本連携協定は、乙が上陸ツーリズムの実施者との調整窓口を行い、第二海堡における上陸ツーリズムとして利活用の推進及びツアーを通じた地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取り組むことを合意する。

- (1) 第二海堡を活用したインフラツーリズムの推進に関する事
- (2) 地域の活性化に関する事
- (3) その他

（実施内容の調整）

第3条 甲及び乙は、連携事項を協働して推進するにあたり、具体的な実施内容、調整方法、役割分担、その他の必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（経費）

第4条 連携事項の実施に伴い生じる経費は、乙が負担する。なお、ツアー募集、バス、船舶等に関するサービスの手配行為は、旅行業者が自ら行うものであり、本連携事項の実施内容ではない。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが本連携協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、書面による合意により、必要な変更を行うことができる。

(期間)

第6条 本連携協定の有効期間は、本連携協定の締結の日から1年間とする。ただし、本連携協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲及び乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、本連携協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(解除)

第7条 前項の規定にかかわらず、甲は、本連携協定の有効期間中であっても、やむを得ない事由がある場合には、2か月前までに書面により乙に通知することにより、本連携協定を解除することができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により連携事項の推進が困難となった場合には、本連携協定を解除することができる。

(損害賠償)

第8条 乙が、ツアー実施者との調整において、その責に帰すべき事由により損害を与えた場合、ツアー実施者への損害賠償について、甲は責任を取らない。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 甲及び乙は、本連携協定上の権利義務の全部若しくは一部又は本連携協定上の地位を、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(協議)

第10条 本連携協定に定めのない事項又は本連携協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 第二海堡上陸ツーリズム推進協議会代表 (事務局)

●●●●● (役職) (氏名)

乙 ●●●●●●●●●● (住所)

●●●●● (事業者または団体名)

●●●●● (役職) (氏名)

対象区域図



○利用可能係留施設

利用可能な係留施設は、延長20m、水深1mの北側岸壁